

～ 被扶養者が失業給付を受給する予定の方へ～

1. 離職票、雇用保険受給資格者証等の発行に、退職前の勤務先やハローワークで時間がかかる場合は「未提出書類について」(当組合 HP 各種申請書欄に掲載)で後日提出する旨を申告することで、健康保険被扶養者異動(増員)の手続きを進めることができます。
2. ハローワークで受給手続きをすると「雇用保険受給資格者証」が交付されます。対象者がすでに被扶養者として認定されている場合は、「雇用保険受給資格者証」を入手次第、そのコピーを各事業所の健康保険事務担当者までご提出いただくか、GJINZAI にて未提出書類になっている場合は UP してください。
3. **失業給付の待期期間と給付制限期間が満了したら、失業給付の受給が始まりますので、速やかに健康保険被扶養者異動(減員)の手続きをしてください。**
失業給付の待期期間は 7 日間
給付制限期間は退職理由により 0 ～ 3 ヶ月間です。
(自己都合退職の場合は 3 ヶ月になります)

【手続き方法】

保険証の記号が 101・118 の方：GJINZAI より申請してください。

それ以外の方：「被扶養者異動届(減員)」(当健保組合 HP)と対象者の保険証を事業所の健康保険事務担当者(任意継続・特例退職被保険者の方は健保組合)にご提出ください。

なお、被扶養者から異動(減員)する日は「雇用保険受給資格者証」に記載された給付制限期間満了日の翌日になります。

基本手当日額が 3,612 円未満(60 歳以上または障害年金受給者は 5,000 円未満)の方は、健康保険被扶養者異動(減員)の手続きは不要です。

4. 失業給付の受給が終了したときに、健康保険の被扶養者認定の条件を満たしていれば、再度被扶養者として申請することができます。その場合、異動(増員)する日は「雇用保険受給資格者証」に記載された支給期間の終了日の翌日になります。該当する場合はその日から 1 ヶ月以内にお手続きいただきますようお願いいたします。(1 ヶ月を過ぎますと認定日は申請の受付日となります。)

忘れずにお手続きいただきますよう、お願いいたします。